

〇うるま市教育委員会表彰規則

平成18年2月13日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市の教育、文化、学術、体育・スポーツ等の振興発展に貢献し、その功績が顕著と認められる学校その他の教育機関・団体及び個人の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、職員、児童生徒、学校、教育関係団体及び個人の表彰とする。

(職員の表彰)

第3条 うるま市教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の事務局及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰するものとする。

- (1) 学校教育又は教育行政の進展において、他の職員の模範となるような功績があったとき。
- (2) 教育に関する有益な研究により沖縄県以上の水準の賞又はこれと同等の賞を受賞し、その実績により特に成果が認められたとき又はその実践に努めたとき。
- (3) 研究指定校において中心的な役割を果たし、その成果により学校の質の向上が特に認められたとき。
- (4) 災害に際し特に功労があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会において表彰することが適当であると認めたとき。

(児童生徒の表彰)

第4条 委員会は、委員会の所管に係る学校の児童生徒であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰するものとする。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見、工夫等他の模範となる行為があったとき。
- (2) 児童生徒の名誉を高め又は他の模範となる善行があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会において表彰することが適当であると認めたとき。

(学校、教育関係団体及び個人の表彰)

第5条 委員会は、委員会の所管に係る学校又は市内に所在する公共の団体若しくは市内に居住又は勤務する者であって、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを表彰するものとする。

(1) 学校教育又は社会教育の振興発展についてその功績が顕著なとき。

(2) 前号に定めるもののほか、委員会において表彰することが適当であると認めたとき。

(表彰の推薦)

第6条 所属長及び団体等の代表者は、第3条から前条までに該当すると認められるときは、表彰推薦調書(様式第1号)により教育長に推薦するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、委員会が表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、教育委員会会議で定める。

(表彰者名簿への記載)

第9条 教育政策課長は、表彰を受けたものについて、表彰者名簿及び表彰団体名簿(様式第2号)に記載するものとする。

(表彰選考審査会の設置)

第10条 委員会に、表彰を公平かつ適切に行うためうるま市教育委員会表彰選考審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、第3条から第5条までの規定により推薦されたもの及び団体等の功績、業績及び行為に関し表彰の適否を審査し、その結果を委員会に報告しなければならない。

(被表彰者の決定)

第11条 委員会は、審査会の報告を受けて、被表彰者を決定する。

(審査会)

第12条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 副会長は、社会教育部長をもって充てる。

4 委員は、学校教育部長及び委員会の事務局の課長をもって充てる。

(審査会の運営)

第13条 審査会の会議は会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第14条 会長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて、その説明及び意見を聴くことができる。

(表彰の取消し)

第15条 委員会は、表彰を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

(1) 表彰又は表彰を受ける事項に関して虚偽の申立てその他不正の行為があったとき。

(2) 職員としてふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたとき。

(3) その他表彰に関する審査について、重大な錯誤があつて、表彰を取り消すことが適当と認められたとき。

2 前項により、表彰を取り消した場合には、表彰状を返還させ表彰者名簿及び表彰団体名簿から表彰事項を削除するものとする。

(審査会の庶務)

第16条 審査会の庶務は、社会教育部教育政策課において行う。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(うるま市教育委員会表彰規程の廃止及び経過措置)

2 うるま市教育委員会表彰規程（平成１７年うるま市教育委員会訓令第１号）は、廃止する。ただし、この規程により適用を受けたものは、改正後のうるま市教育委員会表彰規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２０年２月１３日教委規則第１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１月１３日教委規則第１号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１２月２０日教委規則第６号）

この規則は、平成３０年１月４日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日教委規則第５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日教委規則第３号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年８月９日教委規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。